

企業による世界各地での国際法違反についてアメリカで訴えられる可能性
——アメリカ連邦最高裁 2013 年 4 月 17 日判決（キオベル対ロイヤル・ダッチ石油）

企業活動のさまざまな側面に国際法が関わるようになり、国境を越えた活動を行う企業はもちろん、そうではない企業も、国際法に無関心ではいられなくなっている。そのことを示す一場面とも言えるが、アメリカには、国際法に違反する不法行為についてアメリカで民事訴訟を起こすことを認める法律があり、諸国の企業が国際法違反を理由としてアメリカで訴えられるケースも生じていた。この法律の適用範囲について、アメリカの連邦最高裁が 2013 年 4 月 17 日判決（キオベル事件）[\[判決英文\]](#) で重要な判断をした。この事件は、ナイジェリアでの行為についてロイヤル・ダッチ石油（オランダ法人）等が訴えられたものであるが、日本の企業にも関わりうる問題を提起するものである。問題の背景を確認した上で（1）、この判決を紹介し（2）、いくつかのコメントを付ける（3）。

1. アメリカの外国人不法行為法と判例の展開

元々 1789 年に制定されたアメリカの外国人不法行為法は、「[連邦] 地方裁判所は、国際法…に違反して行われた不法行為に関してのみ、外国人による民事訴訟の第一審裁判権を有する」と定めている [\[英文\]](#)。これは、その適用範囲を国際法違反である不法行為に限定し、また、訴訟を起こせるのは外国人のみという変わった法律である。その目的も明らかではなく、実際にはほとんど使われることがなかったが、フィラルティガ事件——パラグアイでの拷問の被害者であるパラグアイ人の遺族が、加害者であるパラグアイ人に対して起こした訴訟——における 1980 年の連邦控訴裁判決 [\[判決英文\]](#) が、拷問が国際法違反であることを認め、拷問を行う者は海賊と同様に人類の敵であると述べ、外国人不法行為法に従って裁判できると判断したことをきっかけとして、この法律に基づくさまざまな訴訟がアメリカで起こされるようになった。

アメリカの連邦最高裁が外国人不法行為法について初めて判断したのは、2004 年のソーサ事件判決 [\[判決英文\]](#) においてである。この事件は、メキシコ人をアメリカで刑事裁判にかけるためのメキシコからの連れ去りが国際法違反であるとして、それに関わったメキシコ人に対して起こされた民事訴訟である。連邦最高裁は、外国人不法行為法に従って裁判できるかどうかは、1789 年当時において国際法違反とされていた海賊等と同じ程度に明確な内容を持ち、諸国が受け入れている国際法の違反かどうかを基準であるとして、短時間の恣意的な抑留はその基準を充たさないとして原告の訴えを斥けた。これは、外国人不法行為法の適用対象となる国際法違反の内容という観点から、その適用範囲を狭くするものであった。

また、外国人不法行為法をめぐっては、この法律に基づいて企業を訴えることができるかどうかという問題も生じていた。外国人不法行為法に基づく訴訟では、当初は被告のほとんどが個人だったこともあり、原告は勝訴しても賠償が得られないケースが多かったが、1990 年代後半から、諸国の企業を被告とするケースが増えていた。そして、下級審レベルでは、この点について判断が分かれていた。例えば、リベリアでの児童労働に関する連邦控訴裁（第 7 巡回区）2011

年判決 [\[判決英文\]](#) は企業に対する訴訟を認めたが（ただし、結論としては児童労働がソーサ事件判決の基準を充たさないとして訴えを斥けている）、キオベル事件の連邦控訴裁（第 2 巡回区）2010 年判決 [\[判決英文\]](#) はそれを認めなかった。

2. アメリカ連邦最高裁 2013 年 4 月 17 日判決

キオベル事件は、ナイジェリアでの石油開発事業による環境破壊に対して抗議デモをしたキオベルらを、ナイジェリアの軍隊や警察が残虐に扱うのをロイヤル・ダッチ石油等が手助けしたという主張に基づく訴訟である。連邦最高裁では、企業に対する訴訟が外国人不法行為法の下で認められるかどうかを争点とする口頭審理の際に別の争点が追加され、再び口頭審理が行われることになった。追加された争点とは、他国の領域での国際法違反に基づく訴訟が外国人不法行為法の下で認められるかどうか、また、どのような場合に認められるかであった。連邦最高裁は、結論としては 9 人の裁判官が全員一致で上訴を斥けたが、その理由づけは多数意見（5 人）と少数意見（4 人）に分かれている。

多数意見は、アメリカの法律はアメリカの領域外の行為に適用しないという推定が、外国人不法行為法の場合には覆されていないとする。ソーサ事件で例に挙げられた海賊は、定義上、公海上での行為であることから、キオベルは、外国人不法行為法の立法者は領域外適用を当然想定していたと主張する。しかし、多数意見によれば、海賊は公海上での行為であるがゆえに他国の領域での行為にアメリカ法を押しつけることにはならず、海賊に対する民事訴訟が認められるからといって、他国の領域での行為にまで外国人不法行為法が適用されることにはならない。仮に他国が同じような法律を作ってそれをアメリカの領域での行為にも適用すれば、アメリカ国民がその国での裁判に巻き込まれることになるため、領域外適用しない推定は、そのような外交政策に関わる重大な結果を裁判所がもたらさないための安全弁になる。また、多数意見は、キオベル事件ではすべての行為がアメリカ国外で起こっているが、仮にアメリカの領域に関わる面があるとしても、領域外適用しない推定を覆すのに十分な程度の関わりが求められ、企業が所在するといっただけでは——企業はしばしば多くの国にまたがって所在している——その推定は覆らないと最後に付け加えている。

これに対し少数意見は、領域外適用しない推定を出発点とする説明は不十分であるとする。海賊について、少数意見は、それが公海上で行われることよりも、むしろ他の船舶内で略奪等が行われることを強調し、海賊へのアメリカ法の適用は、他国（被害船の旗国）の管轄内での行為にアメリカ法を適用することを含んでいると捉える。少数意見は、国際法上、領域外の行為に国内法を適用することが一定の場合に認められていることを手がかりとして、被告がアメリカ国民である場合や、被告の行為がアメリカの重大な国益（アメリカが人類の敵の逃げ場とならないこと等）を害する場合には、アメリカの領域外の行為であっても外国人不法行為法に基づく訴訟が認められるとする。もっとも、少数意見は、このような原則をキオベル事件に当てはめた結論としては、多数意見と同様に、裁判権がないと述べる。キオベル事件の被告は外国の企業であり、しかも、拷問等に直接関わったわけではなくを手助けしただけである。アメリカに事務所があ

るというだけでは、アメリカの国益の侵害という観点から裁判権が認められることもない。

3. コメント

この判決は、連邦最高裁がソーサ事件判決で国際法違反の内容という観点から狭くした外国人不法行為法の適用範囲を、国際法違反の場所という観点から狭くするものである。外国人不法行為法に基づく訴訟の多くが、他国の領域での国際法違反に関わるものであり、この判決の影響は非常に大きいと言える。その後、いずれも企業に対する訴訟であるが、例えば、南アフリカでのアパルトヘイトへの協力に関する連邦控訴裁 2013 年 8 月 21 日判決 [\[判決英文\]](#) や、軍政下のアルゼンチンでの拉致等への協力に関する連邦最高裁 2014 年 1 月 14 日判決 [\[判決英文\]](#) において、キオベル事件判決に従った判断がなされている。アメリカの領域での不法行為であれば、わざわざ外国人不法行為法をもち出し、国際法に違反することを主張して連邦の裁判所で訴訟を起こさなくても、基本的には州の裁判所で訴えればよいので、外国人不法行為法がほとんど使われない時代が再びやってくるのかもしれない。このような連邦最高裁による外国人不法行為法の適用範囲の 2 段階での縮小（ソーサ事件とキオベル事件）は、アメリカと何らかの関わりをもつ企業に対する外国人不法行為法に基づく訴訟の増加と、反比例的な関係にあることには注意しておいてよいであろう。

他方で、外国人不法行為法の下で企業に対する訴訟が認められるかどうかというキオベル事件の元々の争点については、連邦最高裁は明確な判断をしていない。しかし、企業がアメリカに所在するというだけでは領域外適用しない推定は覆らず、アメリカの領域とのより強い関わりが必要であると述べたことは、どのような関わりが必要であるのかは明らかではないものの、企業に対する訴訟が認められることを前提としていると言えよう。したがって、その限りでは、一般論として企業に対する訴訟を認めなかった連邦控訴裁よりも外国人不法行為法の適用範囲を広げたとは言えるが、他国の領域での行為には適用されないとすることによって、全体としてはその適用範囲をかなり狭くしているのである。

外国人不法行為法をめぐるのは、それを通してアメリカがあまりに広く裁判権を行使しているのではないかという批判もあった。しかし、だからといって多数意見のようなアプローチで適用範囲を狭くするのが適切であったかどうかは別の問題であり、一見単純明快な多数意見の説明は、必ずしも説得的ではない。領域外適用しない推定は、定義上アメリカの領域外（公海）で行われる海賊がこの法律の適用範囲に含まれることを多数意見も認めた段階で、覆っているはずである。そのため多数意見は、領域外適用しない推定を「他国の領域での行為に適用しない推定」と実質的には読み替えるわけであるが、それは場当たりの恣意的な読み替えであるように思われる。その意味では、自国領域外の行為であっても、例えば自国民による行為であれば、それを理由に裁判を行うことが国際法で認められることを手がかりとして外国人不法行為法の適用範囲を画定しようとした少数意見のほうが、国際法の考え方にはなじむと言える。

（水島朋則：2014 年 1 月 21 日）